

瓦田区自主防災会規約

(名 称)

第1条 この会は、瓦田区自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、瓦田公民館に置く。

(目 的)

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、火災、風水害、その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する予防対策及び地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、初期消火などの応急対策に関すること。
- (4) 前号の防災訓練に関すること。
- (5) 防災資機材等の整備に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第5条 本会は、瓦田区にある全世帯をもって構成する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 区長がこの任にあたる。
- (2) 副会長 1名 公民館主事がこの任にあたる。
- (3) 記録・会計 1名 区会計がこの任にあたる。
- (4) 班長 5名 区及び公民館役員がこの任にあたる。

2 役員任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

3 欠員により交替した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。また、各班の活動の指揮を行う。
- (3) 記録・会計は、本会の記録と会計に関する事務を行う。
- (4) 班長は、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

(役員会)

第8条 本会に役員会を置き、全役員をもって構成する。

2 役員会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 役員会は、会長が招集する。

4 役員会は、構成員の過半数の出席により成立し、採決は出席役員の3分の2以上の賛成により成立する。

5 役員会の議長は、会長があたり議事を進行する。

6 役員会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 規約の改正に関する事。

(2) 防災計画の作成及び改正に関する事。

(3) 事業計画及びその実施に関する事。

(4) 予算及び決算に関する事。

(5) その他、役員会が特に必要と認めた事。

(防災計画)

第9条 本会は、第4条に定める事業を行うため、防災計画を作成する。

(会費及び経費)

第10条 本会の会費及び運営に要する経費は、区費その他の収入をもってあてる。

(その他)

第11条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議して定める。

付 則

この規約は、平成 20年 4月 6日から実施する。

瓦田区防災計画

1 目的

この計画は、瓦田区自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 情報の収集・伝達に関すること。
- (6) 避難・誘導に関すること。
- (7) 出火防止、初期消火に関すること。
- (8) 救出・救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 災害弱者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材の備蓄及び管理に関すること。

3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うために、別表1のとおり防災組織を編成する。

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するために、次により防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

- ア 防災組織及び防災計画に関すること
- イ 地震、火災、風水害についての知識に関すること
- ウ 各家庭における防災上の留意事項に関すること
- エ その他防災に関すること

(2) 普及・啓発の方法

- ア 広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- イ 座談会、講演会、映写会等の開催
- ウ パネル等の展示

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

- (1) 把握事項
 - ア 危険地域、区域等
 - イ 地域の防災施設、設備
 - ウ 地域の災害履歴、災害に関する伝承
- (2) 把握の方法
 - ア 地域防災計画
 - イ 座談会、講演会、研修会等の開催
 - ウ 災害記録の編さん

6 防災訓練

地震等の災害発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、非難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

- ア 情報収集・伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出・救護訓練
- オ 給食・給水訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 訓練の時期及び回数

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(5) 訓練の時期及び回数

- ア 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中、防災の日、防災とボランティア週間等を実施する。
- イ 訓練は、総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

7 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達はテレビ、ラジオ、有線放送、携帯無線、電話、伝令等による。

8 避難・誘導

地震等の拡大などにより、地域内住民の人命に危険が生じ、または生じる

恐れがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長から避難勧告、避難指示が出たとき又は、自主防災会会長が必要であると認めるときは、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、自主防災会会長の避難誘導の指示に基づき、住民を市で指定されている避難所に誘導する。

(3) 避難路及び避難所

ア 避難路 狭隘な道路は、家屋・構造物などの倒壊や延焼の恐れがあるため、原則として幹線道路や道路幅員が広い道路を使用して避難する。

イ 避難所 ①瓦田公民館 ②大野小学校 ③瑞穂集会所

④まどかぴあ ⑤すこやか交流プラザ ⑥白木原公民館

⑦大野中学校

9 出火防止及び初期消火

(1) 地震等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月1日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点を置いて点検整備する。

ア 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

イ 可燃性危険物品等の保管状況

ウ 消火器等消火資機材の整備状況

エ その他、建物等の危険個所の状況

(2) 初期消火対策

地区内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、各家庭にあっては、消火器、水バケツ等を備える。

10 救出・救護

(1) 救出・救護

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 救出・救護班員は、負傷者が医師の手当てを必要とする者であると認めるときは、次の医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

ア 曙クリニック

イ 金沢整形外科

ウ 松隈小児科

エ 原病院

オ 原外科

(3) 防災関係機関への出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出が必要であると認めるときは、防災関係機関の出動を要請する。

1.1 給食・給水

避難所等における給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班員は、市から配布された食料、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班員は、市から提供された飲料水、水道、井戸水等により確保した飲料水により給水活動を行う。

1.2 災害弱者対策

(1) 災害弱者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害弱者台帳・マップ等を作成し、行政、民生委員、児童委員、訪問介護員等と連絡を取り合っ定期的に更新する。

(2) 災害弱者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害弱者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し訓練等に反映させる。

1.3 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体と連携を図るものとする。

1.4 防災資機材等

防災資機材等の確保及び管理については、計画的に整備して行くものとする。

別表1 瓦田区自主防災組織編成及び任務分担表

会 長 区 長
副 会 長 主 事
記録・会計 会 計

組 織		編 成	任 務
情 報 班	班 長	区 会 計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報の収集伝達 ・ 災害情報の把握 ・ 罹災者に対する情報の伝達 ・ 各班の活動内容を収集すると共に、会長に内容を逐次伝達する。 ・ 消防、防災関係機関と連携を図り、災害危険個所、河川、水路、ため池等の状況把握 ・ 防災知識の普及・啓発
	班 員	監事 公民館事務員 評議員 文庫部 <u>15 名</u>	
初 期 消 火 班	班 長	主 事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出火の未然防止対策の実施及び協議（防災資機材等の点検、整備） ・ 迅速な消火活動の実施
	班 員	区班長 隣組長 子供会育成会 <u>100名</u>	
救 出 救 護 班	班 長	体育部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の迅速な救出・救護 ・ 医療機関への連絡調整 ・ 防災関係機関への出動要請
	班 員	体育部員 スポーツ指導員 <u>13 名</u>	
避 難 誘 導 班	班 長	福祉委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定された避難所及び避難地への誘導 ・ 危険個所の把握
	班 員	民生児童委員 福祉推進委員 <u>15 名</u>	
給 食 給 水 班	班 長	食生活改善推進会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食材の調達 ・ 給食の実施 ・ 飲料水の確保 ・ 給水活動の実施
	班 員	食生活改善推進委員 文化部員 <u>30 名</u>	